

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法第52条の規定に基づき、郡山保健所長より営業許可を受けている方へ

営業許可証の有効期限が残り少なくなっていないですか？

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき、手続きをお願いします。

記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の更新時立入検査がありますので、期日に余裕を持って手続きを行ってください。
- 2 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前から手続きが可能です。
- 3 有効期限を過ぎますと無許可営業になり、処罰の対象となりますのでご注意ください。
- 4 なお、下記の日程で特別に出張受付を行いますので是非ご利用ください。出張受付をご利用できない方は、郡山保健所衛生課窓口へお越しください。
- 5 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ①現在の営業許可証
 - ②印鑑（法人の場合は法人登記印）
 - ③食品衛生責任者修了証書等の資格を証する書類または赤いプレート
 - ④更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「手数料一覧（更新）」でご確認ください）

施設の所在地	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する出張受付	
自動販売機 (全市町村)	31年1月31日	31年1月15日～1月21日	郡山保健所
平群町	元年5月31日	—	—
三郷町		—	—
斑鳩町	元年6月30日	6月5日14時～16時	斑鳩町保健センター
安堵町		—	—
生駒市	元年9月30日	8月28日13時30分～16時	セラビーいこま
大和郡山市	元年10月31日	9月26日13時30分～15時	やまと郡山城ホール
山添村		10月11日10時～11時	ふるさとセンター
天理市 (天理支部)	元年11月30日	10月21日 13時30分～16時	川原城会館
天理市 (櫛本支部)		11月7日10時～11時	櫛本公民館
天理市 (柳本支部)		—	—

郡山保健所衛生課
〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1
奈良県郡山総合庁舎内
TEL0743-51-0192